

基本方針3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）

1 在宅生活を支えるサービス

（1）小地域ネットワーク事業

【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者が、地域の中で安心して生活できるよう、近隣の方々で見守りネットワークを組織し、日々の安否の確認等を行っています。

また、平成22年度から重度要介護認定者（要介護3以上）等と70歳以上の方等で構成する高齢者二人世帯も対象に加え、事業の拡充を図りました。

（表 4-79） 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ネットワーク数	704	737	766	737

※ 平成23年度は9月末現在。

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、地域の方々の理解と協力を得ながら継続して実施していきます。

【見込量】

（表 4-80） 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ネットワーク数(ネット)	750	760	770

(2) 緊急通報システム事業

【現状】

疾病の急変など不慮の事態の時、身につけたペンダント等の操作で消防本部に通報することができるシステムです。70歳以上のひとり暮らしで要介護の認定を受けている方または重度疾病のある方を対象としています。

本市では、小地域ネットワーク事業と一体的に取り組むことで、緊急時の対応だけでなく、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らせるとともに、地域の福祉意識の高揚を図るなど特徴のある取組みをしています。

また、平成22年度から重度要介護認定者（要介護3以上）等と70歳以上の重度疾病等を有する方で構成する高齢者二世帯も対象とし、事業の拡充を図りました。

(表 4-81) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
端末設置台数 (台)	334	314	313	288

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

(表 4-82) 通報・出動回数

区 分		平成 22 年度
通報回数 (回)		999
内 訳	出動回数 (救急車) (回)	34
	テスト通報 (回)	742
	誤報 (回)	176
	相談等 (回)	47

【今後の方針】

民生委員等関係者との連携や広報等を通じて周知を徹底し、対象者の把握に努めるとともに、地域との連携を維持し、継続して事業を実施していきます。

【見込量】

(表 4-83) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
端末設置台数 (台)	310	315	320

(3) 配食サービス事業

【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯，又はおおむね60歳以上の心身に障害のあるひとり暮らしの方を対象に，バランスのとれた食事を提供することによる栄養保持と安否確認を目的として，月曜日から金曜日の夕食を配達しています。

(表 4-84) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用実人数 (人)	90	90	128	121
延べ利用回数 (回)	20,284	19,389	21,313	11,308

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い，事業の必要性が高いため，継続して実施していきます。

【見込量】

(表 4-85) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数 (人)	135	135	135

(4) 愛の定期便事業

【現状】

安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、乳製品を概ね1日おきに配布し、安否の確認や健康の保持等を図るサービスです。

(表 4-86) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	541	441	457	442

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

継続して実施しますが、ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とする他のサービスとの併給の適否など事業の推進方策について検討します。

【見込量】

(表 4-87) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	470	480	490

(5) 福祉電話貸与事業

【現状】

電話を保有していない所得税非課税世帯の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、緊急時等の通信手段の確保等のため、電話回線及び電話器を貸与する事業です。

基本料金等については市が助成しますが、通話料は自己負担となります。

(表 4-88) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	30	30	29	21

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

電話を所有しない世帯は少なくなっていますが、被保護世帯など低所得の高齢者支援のため事業を継続して実施していきます。

【見込量】

(表 4-89) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	25	25	25

(6) ふれあい電話相談事業

【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者で希望される方を対象に、ボランティアグループが電話を通じて安否確認や話し相手となり孤独感の解消等を図る事業です。

現在、3つのボランティアグループが活動しています。

(表 4-90) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談人数 (延人数)	6,363	6,604	5,694	3,364
相談内容 (延件数)	7,676	6,762	5,882	3,480

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

ボランティアの協力を得ながら、継続して実施していきます。

【見込量】

(表 4-91) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ相談人数 (人)	6,800	6,900	7,000

(7) ホームヘルパー派遣事業

【現状】

この事業は、介護保険制度が施行される以前から利用していた方で、要介護認定非該当(自立)となっている方を対象に、経過措置として生活援助(掃除,洗濯,調理,生活必需品の買物)を行っています。

(表 4-92) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用世帯数 (世帯)	2	2	2	2
利用延べ回数 (回)	89	86	89	41

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

介護保険制度施行後もサービスの低下をきたさないよう経過措置としてサービスを提供してきましたが、将来的には廃止も含めて検討します。

(8) 生活管理指導短期宿泊事業

【現状】

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が困難で、かつ要介護認定が「自立」と判定されたひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活を送るうえで必要な指導及び支援を行います。宿泊の期間はおおむね7日以内です。

(表 4-93) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	0	0	0	2
利用延べ日数 (日)	0	0	0	14

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

対象者の把握に努め、継続して事業を実施していきます。

【見込量】

(表 4-94) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	2	2	2

(9) 介護者支援事業

①介護研修会事業（地域支援事業）

【現状】

ねたきり又は認知症高齢者等を在宅で介護している家族や住民を対象に、在宅介護支援センターが主催し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識と技術の習得を目的とした研修会を実施しています。

(表 4-95) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数 (人)	170	156	173	52

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

多くの参加が得られるよう周知及び内容の充実に努め、継続して事業を実施していきます。

【見込量】

(表 4-96) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数 (人)	200	200	200

②介護者交流・リフレッシュ事業（地域支援事業）

【現状】

ねたきり又は認知症高齢者等を在宅で介護している方を対象に、介護の慰労と介護者相互の交流を図るため、日帰りのバス旅行を実施していますが、参加者が少なくなってきました。

（表 4-97） 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数（人）	12	15	12	5

【今後の方針】

介護者支援は重要なことであるため、多くの介護者が参加できるよう内容等を見直し、継続して事業を実施していきます。

【見込量】

（表 4-98） 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数（人）	20	20	20

③介護慰労金支給事業

【現状】

要介護 3 から要介護 5 までに該当する要介護者を、常時在宅で介護している方に対し 2 万 4 千円を支給しています。また、要介護 4 から要介護 5 までに該当する要介護者で、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった方を常時在宅で介護している方に対しては、10 万円を支給しています。いずれの場合も、要介護者及び介護している方が市県民税非課税世帯に属していることが支給の要件となります。

（表 4-99） 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
支給人数（人）	29	33	38	33

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

事業の周知を図り、継続して実施していきます。

【見込量】

（表 4-100） 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給人数（人）	45	45	45

(10) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業（地域支援事業）

【現状】

要介護3から要介護5までに該当し、在宅でおむつを必要としている方に、おむつ購入助成券（年間最高12枚、毎月2,000円）を交付しています。

（表 4-101） 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
交付人数（人）	829	834	886	683
利用枚数（枚）	6,574	6,527	6,632	—

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

在宅で介護を受けている方が快適な生活を送ることができるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

【見込量】

（表 4-102） 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付人数（人）	900	920	940

(11) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

【現状】

要介護3以上の要介護認定を受けている在宅の高齢者を対象に、自宅で使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことで、清潔保持と生活環境の向上を図る事業です。

（表 4-103） 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数（人）	57	59	58	25

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

在宅で介護を受けている方が快適な生活を送ることができるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

【見込量】

（表 4-104） 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	60	60	60

(12) 在宅高齢者短期保護事業

【現状】

介護者の疾病等により、要介護者等が介護保険による短期入所生活介護サービス等の利用範囲を超えて特別養護老人ホーム等による保護が必要なとき、21日を限度として介護費用等を助成する事業です。

(表 4-105) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	2	1	3	1
延べ利用日数 (日)	41	8	32	21

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

緊急時に必要な事業として、継続して実施していきます。

【見込量】

(表 4-106) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	2	2	2

(13) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

【現状】

65 歳以上の方又は医療費受給対象者の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ助成券(年間 15 枚、1 枚につき 1,000 円を助成)を発行して、施術費用の助成を行っています。1 人あたりの年間平均利用枚数は約 7 枚となっています。

(表 4-107) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
交付人数 (人)	1,635	1,694	1,559	1,352
利用枚数 (枚)	10,268	10,984	10,175	4,103

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【見込量】

(表 4-108) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付人数 (人)	1,700	1,700	1,700

【今後の方針】

事業の周知等を行い、継続して実施していきます。

(14) 高齢者住宅整備資金貸付事業

【現状】

高齢者と同居又は同居しようとする方が、高齢者のための居室等を増改築するにあたり、自力での整備が困難な場合、その費用を貸付するものです。

- 貸付内容
- ①貸付金額：2,500 千円
 - ②利 率：年 1.8%
 - ③償還年限：10 年（最大回数 120 回）

（貸付内容は、いずれも平成 23 年 9 月末現在）

（表 4-109） 貸付状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数（人）	0	0	0	0

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

例年、相談や問い合わせはありますが、貸付に至らない状況であることから、民間サービスの状況等を踏まえて、事業のあり方について検討します。

2 地域包括ケア体制の構築

(1) 地域包括支援センター（おとしより相談センター）（地域支援事業）

【現状】

高齢者が住みなれた地域で、できる限り継続して生活を送れるように支えるためには、一人ひとりの高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。

また、高齢者の尊厳を支えるケアをいっそう充実していくためには、介護保険サービスを核としながら医療・保健・介護・福祉の専門職相互の連携、さらにはボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合したサービスを提供する地域包括ケア体制の構築が必要とされています。

地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアを有効に機能させること等を目的に設置しておりますが、本市では平成18年4月から市直営で1か所、平成19年4月からは、2か所（社会福祉法人へ委託）を増設しました。

平成22年3月をもって市直営を廃止しましたが、それに代えて同年4月から新たに社会福祉法人へ委託しましたので、現在も3か所が運営されています。

地域包括支援センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等）が配置され、互いに連携し一体的に業務を行なう体制となっています。

地域包括支援センターの役割

①介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、おかれている環境など一人ひとりの状況に応じて、自らの選択に基づき、介護予防事業その他必要な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

②総合相談支援業務

地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要か幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、適切な福祉サービス、機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行います。

主たる業務は、地域におけるネットワークの構築、高齢者の実態把握、総合相談支援（初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援）等です。

③権利擁護業務

認知症や虐待により自らの権利の主張や権利を行使することが困難な状況にある高齢者に対して、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援、虐待や消費者被害の未然防止、対応等を行ないます。

④包括的・継続的マネジメント

ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設との連携など、地域において、多職種相互の協働等による個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的

ケアマネジメントが重要であることから、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

主たる業務は、包括的・継続的なケア体制の構築、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジメントの構築です。

(表 4-110) 地域包括支援センターの設置数, 相談内容件数

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域包括支援センター数	3	3	3
相談内容件数 (件)	3,340	2,965	1,315

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

(表 4-111) 地域包括支援センター一覧

施 設 名	所在地	実 施 主 体	担 当 圏 域	開 設 年 月
南部おとしよりセンター (南部地域包括支援センター)	金上	社会福祉法人 ひたちなか市 社会福祉協議会	勝田第一中学校区域 勝田第三中学校区域 大島中学校区域	平成 19 年 4 月
西部おとしよりセンター (西部地域包括支援センター)	津田	社会福祉法人 北養会	勝田第二中学校区域 佐野中学校区域 田彦中学校区域	平成 19 年 4 月
東部おとしよりセンター (東部地域包括支援センター)	烏ヶ台	社会福祉法人 克仁会	那珂湊中学校区域 平磯中学校・ 阿字ヶ浦中学校区域	平成 22 年 4 月

【今後の方針】

支援を必要とする高齢者に向けたきめ細かな対応と地域包括ケアの推進を図っていくため、新たな地域包括支援センターの設置を検討します。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核としての役割を担っていますが、本市の場合、委託による事業実施であり、事業の趣旨等の徹底等を図るため、運営方針を定めるとともに、困難事例等に対応するため、地域包括支援センター主導による会議の実施など機能の充実を図っていきます。

民生委員児童委員協議会や自治会等地域との交流を積極的に行い、より地域に密着した活動を心がけ、ネットワーク構築、虐待の未然防止や早期発見などに努めます。

(2) 地域ケア会議の開催

【現状】

高齢者が要介護状態にならないよう、あるいは自立して生活していくうえで何らかの困難がある高齢者を支援するため、保健福祉サービスを効率的に提供できるよう調整する「地域ケア会議」を開催しています。

(表 4-112) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数 (回)	6	6	6	3

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

地域包括支援センターや地域の相談窓口としての機能を持つ在宅介護支援センター等、関係機関と連携し、地域における高齢者の生活全般にわたる支援の仕組みを構築します。

(3) 地域ケアシステムの充実

【現状】

支援を必要とする高齢者や身体障害者、知的障害者、精神障害者等が、安心して生活を送れるよう地域ケアコーディネーターを中心に民生委員や保健・医療・福祉の専門職がチームを組み、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するものです。

【今後の方針】

サービスを必要とする高齢者の把握に努め、的確で効果的な支援していきます。

3 地域福祉活動の充実

(1) 老人相談員活動

【現状】

社会福祉協議会が実施している事業で、相談員（3名）がひとり暮らし高齢者宅の訪問を通じて、悩みごとや日常生活の様々な相談に応じ、必要な場合は行政や地域包括支援センターなど関係機関と連携して対応を図っています。

平成23年度からは、75歳以上で希望された高齢者二世帯への訪問を実施し、事業の拡充を図っています。

(表 4-113) 実施状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問延べ回数（回）	3,035	3,283	2,711	2,684 (1,805)

※ 平成23年度は9月末現在。括弧内は高齢者二世帯への訪問回数で内数。

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の相談に適切に応じられるよう関係機関等との連携等に努めます。

4 関係団体との連携

【現状】

支援を必要とする高齢者等に対し、必要なサービスを的確に、効率的に、そして一体的に提供していくことが重要です。そのために、医療・保健・介護・福祉の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら活動していくことが大切です。

(1) 社会福祉協議会

ひたちなか市社会福祉協議会は、地域に密着した福祉活動の中心的な役割を担っています。地域に根ざした活動を行うため、全自治会を社会福祉協議会支部と位置付けて、全自治会が住民参加型の地域福祉活動に取り組んでいます。また、平成12年度からは、各介護保険サービスを提供しています。

民間福祉活動団体の中核組織である社会福祉協議会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズの把握に努め、各事業の効率的運営を図るとともに、社会福祉団体との連携を図っていく必要があります。

(2) 自治会

自治会は、住み良い地域社会をつくるために、防災や防犯、子供の健全な成長やひとり暮らしの高齢者の見守りなど、地域内の課題を解決するための活動に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会支部として、小地域ネットワークや敬老会等の事業を行い、高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、福祉のまちづくりにも取り組んでいます。平成23年11月現在82の自治会があります。

(3) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、常に住民の立場に立ち必要な援助を行うため、住民からの相談、生活状態の把握、福祉に関する情報の提供、関係行政機関の業務への協力など、社会奉仕の精神に基づいて活動を行っています。

民生委員・児童委員は、地域における最も身近な相談窓口として、さらに、保健・福祉サービスや介護保険サービスにおける行政とのパイプ役など地域福祉を推進する担い手としての役割が期待されています。

本市の民生委員・児童委員は、定数243名で市内を8地区に分けて活動しています。

また、各地区で組織する民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員が保健・福祉サービスや介護サービスを十分に理解し、地域で活躍できるよう研修等の企画、運営を行い活動の充実を図っています。

(4) 高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢者が住みなれた地域で、親しい仲間と生きがいのある毎日を過ごせるよう、楽しく語らい、健康づくり運動やお互いの助け合い活動、趣味や教養学習活動、スポーツや旅行あるいは世代間交流活動などに取り組んでいます。

(5) ボランティア

市内には多くの福祉ボランティア団体が独自の活動を行っています。また、地域ごとにある自治会や子供会、高齢者クラブ、小・中学校・高校、ボーイスカウト、ガールスカウト、商工会議所、企業などが地域福祉活動に取り組んでいます。

本市では総合福祉センター内にボランティア活動センターを設置し、ボランティア養成講座やボランティア通信の発行など、ボランティア活動がより一層活発に行われるよう支援しています。ボランティア活動センターへの登録団体数は72団体（平成23年9月末現在）です。

(6) NPO法人

平成10年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行後、市内のNPO法人の数は19団体（平成23年11月現在）で、まちづくりや介護、福祉、環境、教育、子育て、文化、芸術などの分野で活躍しています。

本市では、市民やNPO法人、ボランティア団体等が情報収集や人的交流を行う拠点施設として「ひたちなか・ま・ふれ愛ひろば」を平成16年7月に開設し運営しています。

5 福祉意識の醸成

(1) 福祉教育の実践

【現状】

社会福祉協議会が福祉教育推進校事業として実施しており、次代を担う児童・生徒が高齢者や要介護者、障害者に対する理解が深められるよう、小・中・高校において福祉教育を実践しています。

内容は、車いす、アイマスク、点字、手話、盲導犬、介護等の体験学習、福祉講話の見学等を行っています。

(表 4-114) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数 (回)	52	50	62	17
参加人数 (人)	4,735	4,540	5,508	2,114

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

児童・生徒が高齢者や障害者等について理解を深められるよう、学校等との調整を図りながら、継続して実施していきます。

(2) 地域介護ヘルパー養成研修事業（地域支援事業）

【現状】

この事業は、茨城県が提唱している「茨城県地域介護ヘルパー養成研修」の一環で、在宅での介護や地域のボランティアを行うため、介護・福祉に関する講義やデイサービスセンター等での実習などの基礎的な研修を行っています。

(表 4-115) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
参加人数 (人)	38	15	22

※平成 20 年度までは 3 級ヘルパー養成研修として実施。

【今後の方針】

地域ボランティアの育成や介護者の負担の軽減等のため、継続して実施していきます。

【見込量】

(表 4-116) 見込量

区 分	平成 24 度	平成 25 度	平成 26 度
参加人数 (人)	40	40	40

(3) 情報の提供

【現状】

福祉に対する市民の理解を深めるために、各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集等について、市報やホームページ、地域包括支援センター等を通じて情報提供を行っています。また、地域において「市政ふれあい講座」なども実施しています。

【今後の方針】

各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集など、引き続き市民に対して情報提供を行い、福祉活動への参加啓発に努めます。